

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改

正する法律案(衆第四五号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会への報告

政府は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(以下「大会」と総称する。)が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。